

(仮称)小田原市観光交流センター条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称)小田原市観光交流センター条例等の制定
政策等の案の公表の日	令和2年3月13日(金)
意見提出期間	令和2年3月13日(金)から令和2年4月13日(月)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	5件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他(質問など)	5

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	指定管理料はいくら程度の想定しているのか。また、直営で運営した際の運営経費はいくら程度を想定しどのような点から指定管理による運営とするのか。	D	本素案は（仮称）小田原市観光交流センター条例及び同条例規則の制定に関するものであり、指定管理料及び運営経費についての記載はありません。指定管理者制度の導入につきましては、民間事業者として蓄積したノウハウや企画力を生かすことにより、多様化する観光ニーズへの対応や魅力的な自主事業の展開などにより、利用者満足度の向上に繋がると考えたからです。
2	にぎわい広場、イベントスペースについて、年間どの程度の使用率で利用料金については年間どの程度を想定しているのか。	D	本素案は（仮称）小田原市観光交流センター条例及び同条例規則の制定に関するものであり、にぎわい広場及びイベントスペースの年間の使用率及び利用料金についての記載はありません。
3	カフェの運営については、指定管理業務に入っているのか。入っているのであれば、年間経費はいくら程度を想定しているのか。	D	指定管理者の管理業務にカフェの運営は含まれておりません。カフェの運営につきましては、事業者に対して、その使用を許可する考えです。
4	カフェについて、指定管理業務に入っていないのであれば、誰が運営するのか、その際に施設を使用させる使用方法については、行政財産の目的外使用による方法であれば、使用料は1㎡あたりいくらか。	D	本素案は（仮称）小田原市観光交流センター条例及び同条例規則の制定に関するものであり、1㎡あたりの使用料についての記載はありません。
5	カフェを行政財産の貸付により使用させるのであれば、貸付できる条件は「床面積又は敷地に余裕がある場合」とされており、今回のように新たに公の施設を設置するのであ	D	カフェ部分につきましては行政財産の貸付には該当しません。

	<p>れば、床面積に余裕が生じないように設計すべきであり、貸付をする前提の設計はおかしいのではないか。</p>		
--	---	--	--

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	<p>(仮称)小田原市観光交流センターの休館日を無休から1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとします。</p>	<p>年末年始につきましては、利用者数の減少が見込まれるため、休館日とします。</p>
2	<p>条例の施行期日について、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日としていましたが、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日とします。</p>	